



## 【 署名運動について 】

あひる保育園



今年も署名運動が始まりました。  
毎年、配布している署名は4団体署名と呼ばれるもので保育・学童・障害・福祉保育労働組合の4つの団体が協力して国会へ請願要求を行っているものです。

### Q署名の意図するものは？

#### 新制度はこれまでと同じ？

- ①市町村の保育実施責任をすべての施設・事業に  
→新制度では認可保育所に限っては、市町村の責任で保育が実施されますが、それ以外の施設・事業に対する市町村の責任があいまいになっています。すべての施設・事業に適用するよう制度の改善や法改正を求めます。
- ②待機児童解消に向けた必要量と質の改善を求めます  
→待機児童のカウント方法が変更になる、育休中は退園になるなど全国的にも問題が生じています。保育士不足である現状にも職員処遇を行い保育の質を維持できるように求めます。
- ③多様な施設・事業が参入することで生じる保育の格差の是正  
→保育所がビジネス産業化していくのではなく、公的な財源で子ども達の育ちを保障してほしい。どの園に入っても前制度の基準を上回る建物や職員配置による保育が保障されるべき。

### Q署名をしてどうなるの？

2015年4月から「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。新制度導入前は、児童福祉法24条1項「市町村の保育実施責任」を削除する方向が打ち出されていましたが、保育所については残すことができました。それを堅持できたのは皆さんの署名活動の実績といえるのです。

わずかな1筆も束ねれば大きな力やうねりへと変化していきます。あきらめず、ねばり強く取り組みましょう！！請願要求は一人でもできますが、賛同者の署名を数多く連ねることでその要求の大きさを示すことになります。

実際に国会では6年連続採択されており、今やこの活動は欠かせないものとなっています。



上記の趣旨に是非賛同して頂き、署名に左右同じ10名の名前と住所を記入してください。尚、住所欄に”同上”や”点々”は無効になりますのでご注意ください。子どもや外国籍の方の名前も可ですので宜しくお願いします。